

## 西原町新エネルギー導入助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自主的に新エネルギーを導入する町民に対し、予算の範囲内で新エネルギー導入助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域における新エネルギーの普及に寄与することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、町内に住所を有する者で、助成金の交付申請をした年度に購入契約を締結し、助成金の交付申請をした年度の3月5日までに、自ら居住する住宅に第3条に規定する機器を設置できるものとする。

### (交付対象等)

第3条 交付対象となる機器及び助成金の額は、次のとおりとする。

対象となる機器	助成金額
電力会社と電力受給契約を締結の上、継続して使用するために購入した住宅用太陽光発電システム	20,000円
継続して使用するために購入した住宅用太陽熱温水器又はソーラーシステム	10,000円

### (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に西原町新エネルギー導入助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 交付申請の受付期間は、10月1日から10月31日までとする。

### (交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、西原町新エネルギー導入助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、前条第2項の申請受付期間内の申請総額が予算額を超えた場合は、抽選により交付対象者を決定するものとする。

2 助成金の交付は、同一の住宅で1度限りとする。

### (実績報告)

第6条 交付対象者は、機器の設置が完了したときは、毎年度3月15日までに西原町新エネルギー導入助成金実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

(助成金交付額の確定)

第7条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、  
適当と認めるときは、西原町新エネルギー導入助成金交付額確定通知書（様  
式第4号）により、申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとし  
る。

(助成金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者  
に対して、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第9条 町長は、助成金の交付を受けた者に設置の状況について、報告を求め  
ることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、  
別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。